

## 広島県告示第六百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によつて、次のとおり保安林を指定する。

令和六年六月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 保安林の所在場所

呉市音戸町畠二丁目六七一八の二、六七一九から六七二四まで、六七二六、六七三九、  
六七四五、六七四六

### 二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び呉市役所に  
備え置いて縦覧に供する。)